

第4回検討委員会資料

「検討8」 投票運動

平成26年10月16日
那珂市住民投票条例検討委員会

1

《概要》 投票運動

① 投票運動に関する規制の内容

投票運動の規制は、住民投票の署名運動にも関わってくる。

高浜市や逗子市では、投票運動は自由としつつ、買収や脅迫など一般的な禁止行為は規制している。

また、川崎市では、買収、脅迫などの禁止行為のほか、「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」についても規定を設けている。

また、違反行為があった場合、投票結果の取り扱いをどうするかも検討しておかなければならず、制度設計は慎重に行わなければならない。

●高浜市住民投票条例第22条

●逗子市住民投票条例第12条

住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

●川崎市住民投票条例第14条

5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

2

② 規制に対する罰則

罰則については、野田市が唯一罰則規定を盛り込んでいる。規定を設けない考えとしては、諮問型において罰則規定は不要であること、また、罰則規定があると選挙運動の自由度が低くなるという考えがある。

●野田市住民投票条例

(署名運動の罰則)

第27条 署名運動に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、**20万円以下の罰金**に処する。

(1) ～(3)省略

2 住民投票の実施の請求者の署名等を偽造し、若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の市民請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、**10万円以下の罰金**に処する。

3 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、請求資格者の委任を受けずに、又は請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等をする事ができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を署名簿に記載した者は、**10万円以下の罰金**に処する。

4 請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等をする事ができない場合において、請求資格者の委任を受けて請求者の氏名を署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず、又は虚偽の署名をしたときは、**10万円以下の罰金**に処する。

5 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、**10万円以下の罰金**に処する。

(1) ～(2)省略

6 市民請求に関し、実施請求書及び請求代表者証明書を添付していない署名簿、規則で定める署名等を求めるための請求代表者の委任状を添付していない署名簿その他所定の手続によらない署名簿を用いて署名等を求めた者又は署名等を求めることができる期間外の時期に署名等を求めた者は、**5万円以下の罰金**に処する。

(賛成反対運動等の罰則)

第28条 賛成反対運動及び投票に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、**10万円以下の罰金**に処する。

(1) ～(6)省略

3

③同日実施の場合における住民投票に関する住民投票運動と公職選挙法上の規制

ア選挙運動関係(公職選挙法第13章)

住民投票運動については、原則、これを自由とした場合であっても、選挙との同日実施の場合、選挙運動の期間中において公職選挙法第13章における選挙運動の規制を受ける。すなわち、特定候補者の当選を目的とした支援等といった選挙運動にわたる行為は、同章の範囲内で行われなければならない。

公職選挙法第13章における選挙運動の規制は多岐に渡る。そのため、住民投票運動が選挙運動に渡るものである場合、住民投票運動を行うことができない。

また、選挙との同日実施の場合、選挙運動に渡る住民投票であるのか、また、選挙運動に渡らない純然たる住民投票運動であるのかといった事実認定が難しいという問題もある。

イ政党その他の政治団体等の選挙における政治活動関係(公職選挙法第14章の3)

選挙運動の期間中及び選挙期日において、政治活動を行う団体が行う一定の政治活動については、それが選挙運動にわたらない純然たる政治活動であっても、公職選挙法第14章の3により禁止される。そのため、住民投票運動を行う主体が政治活動を行う団体であり、かつ、住民投票運動が禁止される一定の政治活動に当たるときは、一部選挙における確認団体である場合を除き、これを行うことができない。

住民投票の住民投票運動は一般的には政治活動に該当することから、住民団体等が住民投票運動のためのビラの頒布、ポスターの掲示、演説会の開催、自動車、拡声機の使用等を行う場合には、その内容が選挙に関係しないことであっても規制の対象とされる。このことにより、住民投票にとって必要とされる情報や十分な論議が行えないという懸念がある。

一方で、所属候補者等を有することにより、一部選挙において確認団体となった政治団体については、当該選挙運動の期間中及び選挙期日にあつては一定の政治活動が認められており、住民投票運動を行うことが可能である。このことは、団体の違いにより行うことができる住民投票運動の範囲に差が生じることを意味する。

なお、公職選挙法第14章の3は、「政治活動を行う団体」の政治活動を規制する規定である。そのため、個人の政治活動については、選挙運動にわたらない限り自由である。しかし、選挙運動の期間中及び選挙期日において、選挙とは全く無関係に個人が政治活動を行うことは、実態として難しいものと考えられる。

4

「検討8」投票運動

◆ 論点 → 議論 → 結論

- ①「罰則等を設ける」の規定をする
- ②「罰則等は設けず、注意喚起を行うなど」の規定にする
- ③「投票運動は罰則等は設けず、署名運動は罰則等を設ける」の規定にする
- ④「規定なし」

5

<< 参考 >> 常設型52自治体の場合

- ①「罰則等を設ける」の規定をする …… **なし**
- ②「罰則等は設けず、注意喚起を行うなど」の規定にする…… **48自治体**
(遠軽町・平広島市・美幌町・増毛町・稚内市)(奥州市・滝沢市・西和賀町・宮古市)(桐生市)(上里町・川口市・坂戸市・白岡市・鳩山町・富士見市・美里町・八潮市)(我孫子市・銚子市)(厚木市・川崎市・逗子市・大和市)(上越市)(宝達志水町・羽咋市・輪島市)(木曾町・小諸市)(多治見市)(南伊豆町)(高浜市・日進市)(名張市)(草津市・野洲市)(豊中市)(篠山市)(日吉津村・北栄町)(大竹市)(山陽小野田市・防府市)(四国中央市)(東洋町)(嘉麻市)(臼杵市)
- ③「投票運動は罰則等は設けず、署名運動は罰則等を設ける」の規定にする …… **1自治体 (野田市)**
- ④「規定なし」 …… **3自治体**
(芦別市)(岸和田市)(広島市)

6

※ 那珂市と人口が同レベルの9自治体の場合

①「罰則等を設ける」の規定をする …… なし

②「罰則等は設けず、注意喚起を行うなど」の規定にする…… 9自治体

●(北広島市)

(投票運動)

第10条 市民投票に関する運動は、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

{解説}

○市民投票は公職選挙法の制限がないことから、基本的には投票運動は自由です。公職選挙法で禁止されている戸別訪問も市民同士が直接議論できる効果的な情報提供手段であることから、市民投票においては自由に行えます。

しかし、公正かつ活発な投票運動が行われるためには、買収、脅迫、大音量での連呼や街頭演説など、平穏な市民生活を損なうおそれの行為は行ってはならないことは当然のことです。

○結果を尊重する諮問型の市民投票においては、罰則まで設けることは適当でないとの考えで、論理規定にしています。ただし、脅迫などの悪質な行為については、刑法など、法令の規制や罰則が適用されることがあります。

●(滝沢市)

(投票運動)

第21条 住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収又は脅迫等の投票資格者の自由な意思を奪う行為をしてはならない。

7

●(宮古市)

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

{解説}

○住民投票は、条例に基づいて行われることから公職選挙法の罰則に関する規定は適用されません。

○住民投票運動について何らかの規制をする場合には、条例で規定することとなりますが、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するもの、市民の平穏な生活を侵害するものを除き、原則自由とします。

○規制を担保する刑事罰については、通常政治活動と住民投票運動との区別が明確でない場合が首長や議員を選ぶ選挙以上に考えられることから、「政治活動に自由」の観点から考えると難しいものと考えます。

○運動資金の規制についても、同様に通常選挙活動と住民投票運動の線引きが困難であることから、規制は難しいものと考えます。

●(白岡市)

(住民投票)

第16条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

8

●(銚子市)

(住民投票運動)

- 第36条 第24条の規定による投票管理者及び第30条の規定による開票管理者は、在職中、投票事項に対し、賛成又反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為(以下この条において「住民投票運動」という。)をすることができない。
- 2 第27条第2項の規定による不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。
- 3 第6条第2項に規定により事務の一部を委員会に委任した場合における委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。
- 4 実施告示の日から当該実施告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者(候補者届出政党(公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))を含む。)がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。))又は同法第14章の3の規定により政党その他の政治団体等が選挙において行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。))が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。
- 5 住民投票運動をするに当たっては、何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により市民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

9

●(逗子市)

(投票運動)

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

●(高浜市)

(投票運動)

第22条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

●(野洲市)

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

●(山陽小野田市)

(投票運動)

第12条 投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

10

③「投票運動は罰則等は設けず、署名運動は罰則等を設ける」の規定にする… なし

④「規定なし」… なし

※ 他自治体の場合

②「罰則等は設けず、注意喚起を行うなど」の規定にする

●(奥州市)

(投票運動の制限)

第14条 住民投票に係る投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他不正の手段により市民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

2 第12条第1項の規定による告示の日から当該告示に係る投票期日までの期間において、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をしてはならない。ただし、当該選挙の公職の候補者(候補者届出政党(公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)を含む。)

がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。))又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。))が、当該住民投票に係る投票運動にわたることを妨げない。

●(川口市)

(投票運動)

第15条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

{解説}

○「買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、若しくは不当に干渉され」とは、自由な意思による投票の妨げとなる行為のことであり、具体的には次の事項が挙げられます。

- ・ 脅迫、強要などの刑法に定める禁止行為
- ・ 金銭、物品の供与等の買収及び利害誘導(公職選挙法第221条)
- ・ 暴行、威力、演説の妨害等の選挙の自由妨害(公職選挙法第225条)
- ・ 投票所における投票の指示、勧誘等の投票干渉(公職選挙法第228条)

○「市民の平穏な生活環境が侵害されるもの」とは、具体的には次の事項が挙げられます

- ・ 大音量による連呼、街頭演説
- ・ 早朝、深夜の戸別訪問

○上記に例示した行為以外にも、例示した行為と同様の行為については、禁止されます。

○本条例による投票運動の禁止行為には、市民の自由な投票運動が委縮してしまう恐れがあることから、罰則は設けられていないものです。本条例では、良識に基づく行動を期待する精神的な抑止効果を狙った規定となっています。

●(八潮市)

(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等により、投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

{解説}

○選挙で禁止され散る戸別訪問なども、住民同士が直接議論できる重要な情報提供と考え、買収、脅迫など以外の投票活動は自由とします。

公職選挙法ではホームページやブログなどの活用は枚数軽減のあるビラやポスターと同様とされ、選挙期間中の更新ができませんが、住民投票ではホームページやブログなども活用することができます。また、ビラやポスターの枚数制限もありません。

なお、結果の尊重義務にとどまる住民投票においては、罰則まで設けるのは適当でないと考え、論理規定にとどめています。

●(厚木市)

(住民投票運動)

第21条 住民投票に関する投票運動(住民投票事項に対し賛成又は反対の意思を表明する運動、投票を呼び掛ける運動等住民投票に関する運動をいう。)は、自由に行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

{解説}

○住民投票に付された事項に対する投票資格者の理解を深めるとともに、投票資格者の間で議論を活発にすることにより、住民投票に対する投票資格者の関心を高めることが必要であることから、投票運動は原則自由に行えるものとします。

しかし、買収や強迫といった行為により、投票資格者の自由な意思を拘束するようなことや、投票資格者の投票行動を不当に干渉するようなことは行ってはなりません。また、時間を問わず大音量で呼びかけを行うことにより、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはなりません。

○投票結果に拘束力を持たない住民投票であることから、罰則は設けません。

○住民投票の投票日が選挙の投票日と近接する場合、住民投票の投票運動も政治活動とみなされ、公職選挙法により制限されます。

●(川崎市)

(住民投票運動)

第14条 第17条に規定する投票管理者及び第24条に規定する開票管理者は、在職中、その関係区域内において、付議事項に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為(以下「住民投票運動」という。)をすることができない。

2 第21条第2項に規定する不在者投票を管理する者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して住民投票運動をすることができない。

3 地方自治法第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部を委任された市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会の委員及び職員は、在職中、住民投票運動をすることができない。

4 第12条第2項前段の規定による告示の日から当該告示に係る住民投票の期日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。ただし、当該選挙の公職の候補者(候補者届出政党(公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)、衆議院名簿届出政党等(同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))又は参議院名簿届出政党等(同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。))を含む。)がする選挙運動(同法第13章の規定に違反するものを除く。))又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動(同章の規定に違反するものを除く。))が、住民投票運動にわたることを妨げるものではない。

5 住民投票運動をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

{解説}

- 本市の住民投票制度は法的拘束力を有しない、いわゆる「諮問型」であること、また、住民投票運動の違反行為に対し罰則を設けることは、刑罰における比例原則に反するおそれがあり、論理的要請にとどめざるを得ないことなどから、本条例では、住民投票運動違反に対する罰則規定は設けていない。
- 投票管理者や開票管理者は、住民投票事務の管理執行の任に当たる機関であることから、住民投票運動を制限している。投票立会人や開票立会人については、特段、住民投票運動の制限を設けていない。
- 「そのもの業務上の地位を利用して」とは、日常の職務上有する影響力を利用してという意味であるが、例えば、不在者投票管理者となった病院長が、不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して住民投票運動をすることは禁止されるが、不在者投票の対象とならない通院患者に対して住民投票運動をすることまでは禁止されるものではない。
- 住民投票運動が公正な選挙の執行を阻害しないことをより確保するために、住民投票の実施の告示日から選挙の投票日の間に選挙が執行される場合には、その選挙の告示日から投票日まで、原則として住民投票運動は行えないこととしている。ただし、条例に基づく住民投票制度において、当該選挙の候補者が行う選挙運動及び「確認団体」が公職選挙法第14章の3の規定により行う政治活動についてまで規制することは適当でないので、これらの選挙運動や政治活動が住民投票運動にわたることを妨げないとしている。
- 公職選挙法に違反する住民投票運動を行えないことを条例に規定することで、違法な住民投票運動をより排除するとともに、結果的に違法な選挙運動に該当する住民投票運動とならないよう注意を促す効果を期待している。
- 条例上に罰則の規定は設けていないが、第3号に該当する行為が行われた場合は、公職選挙法の罰則が適用されることになる。
- 公職選挙法上の「選挙運動」とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であるとされるが、具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目いかんにより形式的に決定されるのではなく、その行為の態様、すなわちその行為のなされる時期、場所、方法、対象等につき総合的に実態を把握し、それが特定の候補者のための投票獲得に直接又は間接に必要かつ有利な行為であるかどうかを実施に即して判断されることになる。そのため、住民投票運動として行ったものであっても、それが違法な選挙運動にわたると判断される場合には、公職選挙法の規制の対象となり、また、これが告示日の前に行われたものである場合には事前運動として、公職選挙法の規定の対象となる可能性がある。

17

●(大和市)
(投票運動)

第18条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

{解説}

- 選挙で禁止されている戸別訪問なども、住民どうしが直接議論できる重要な情報提供の機会と考え、買収、脅迫など以外の投票運動は自由とします。
- 結果の尊重義務にとどまる諮問型の住民投票においては、罰則まで設けるのは適当でないと考え論理規定にとどめています。

●(上越市)
(投票運動)

第11条 市民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

{解説}

- 「投票運動は、自由に行うことができる」としたのは、市民投票において、市民が投票の対象事項について熟慮し、適切な判断を行うための情報を得るには、その前提として投票の対象事項に関する市民の自由で活発な議論が必要となることによるものである。
- 市民投票は、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定には適用されない。
- ただし書は、投票運動を原則自由とする場合においても、買収、強迫等の行為は市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害することから、注意喚起を行う必要があることから規定したものである。

18

●(草津市)

(投票運動)

第19条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはならない。

{解説}

- 投票運動については、不正を排除し公正を確保することができる必要があるため、罰則までは設けないものの、例えば、
 - ①金品、物品、供応接待などの買収、
 - ②寄附などの特殊の直接利害関係を利用した投票の誘導、③暴行や脅迫、偽名等による通信などによる住民投票運動の妨害行動など、投票資格者の自由な意思を拘束するような行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないという論理的な合規定を置くものとします。

●(嘉麻市)

(投票運動)

第19条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により投票人の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

{解説}

- 買収、強迫など投票人の自由な意思が拘束される行為はあってはなりません。選挙で禁止されている戸別訪問などは、住民同士が直接議論できる重要な情報提供の機会と考えます。
- 結果の尊重義務にとどまる諮問型の住民投票においては、罰則まで設けるのは適当でないと考え、論理規定にしています。
- 住民投票は、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定は適用されません。

19

④「投票運動は罰則等は設けず、署名運動は罰則等を設ける」の規定にする

●(野田市)

(住民投票運動等)

第26条 住民投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により請求資格者及び投票資格者の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - (2) 夜間に街頭演説をすることその他の規則で定める市民の平穏な生活環境を侵害する行為
 - (3) 賛成反対運動の期間中に、投票資格者に対し、賛成又は反対の投票をさせる目的をもって行う戸別訪問
- 2 投票日に、賛成又は反対の投票をさせる目的をもって行う集会、啓発その他の運動をしてはならない。

20

(署名運動の罰則)

第27条 署名運動に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 請求資格者又は署名運動者に対し、威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。
- (2) 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害したとき。
- (3) 請求資格者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して請求資格者又は署名運動者を威迫したとき
- 2 住民投票の実施の請求者の署名等を偽造し、若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の市民請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 3 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、請求資格者の委任を受けずに、又は請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等をするができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を署名簿に記載した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 4 請求資格者が身体の故障等により署名簿に署名等をするができない場合において、請求資格者の委任を受けて請求者の氏名を署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず、又は虚偽の署名をしたときは、10万円以下の罰金に処する。
- 5 住民投票の実施の請求者の署名等に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 国若しくは地方公共団体の公務員又特定独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員
- (2) 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員
- 6 市民請求に関し、実施請求書及び請求代表者証明書を添付していない署名簿、規則で定める署名簿を求めるための請求代表者の委任状を添付していない署名簿其他所定の手続きによらない署名簿を用いて署名等を求めた者又は署名等を求めることができる期間外の時期に署名等を求めた者は、5万円以下の罰金に処する。

(賛成反対運動等の罰則)

第28条 賛成反対運動及び投票に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 賛成又は反対のいずれかの投票をさせ、又はさせない目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。
- (2) 賛成又は反対のいずれかの投票をさせ、又はさせない目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、その者の又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。
- (3) 投票をし、若しくはしないこと、賛成反対運動をし、若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって投票資格者又は賛成反対運動者に対し、第1号に掲げる行為をしたとき。
- (4) 第1号若しくは前号の供与、供応接待を受け、若しくは要求し、第1号若しくは前号の申し込みを承諾し、又は第2号の誘導に応じ、若しくはこれを促したとき。
- (5) 第1号から第3号までに掲げる行為をさせる目的をもって賛成反対運動者に対し、金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし、又は賛成反対運動者とその交付を受け、その交付を要求し、若しくはその申し込みを承諾したとき。
- (6) 前各号に掲げる行為に関し、周旋又は勧誘をしたとき。